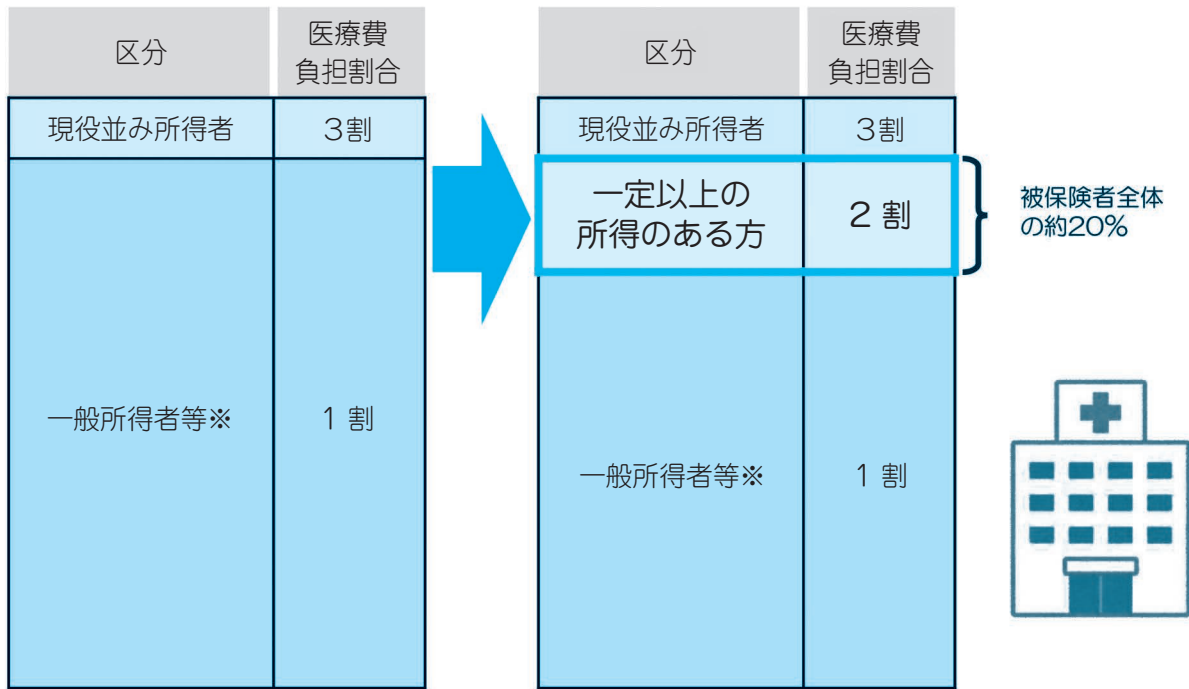


後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月から医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の方（75歳以上の方等）のうち、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き令和4（2022）年10月1日から医療費の窓口負担割合が2割になります。



※住民税が課税されていない世帯の方は、基本的に1割負担となります。

見直しの背景

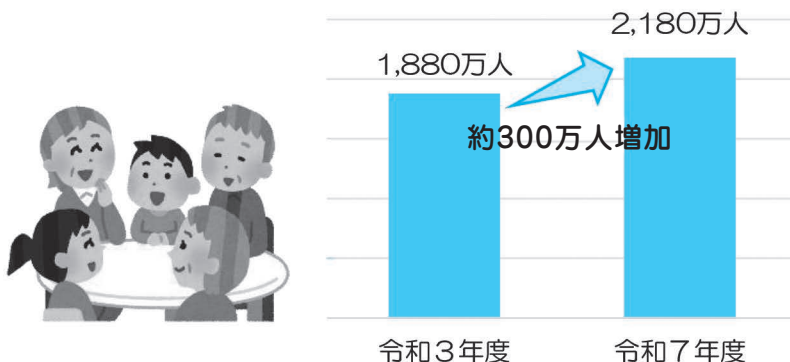
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は現役世代（子や孫の世代）の負担（健康保険等からの支援金）によりまかなわれています。
- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となりはじめ、後期高齢者の医療費が大きく増えていくことが見込まれています。
- 後期高齢者医療制度について、持続可能性を高め、全ての人で支え、国民皆保険制度を未来につないでいくため見直しが行われます。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳（総額約18兆円） ※令和3年度予算ベース

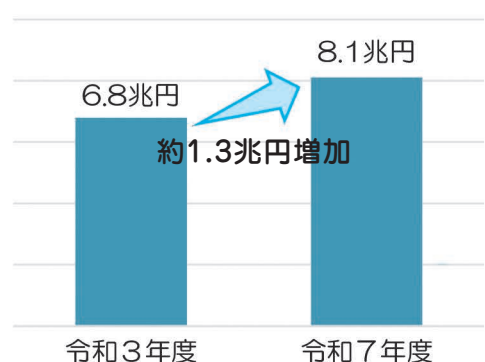


約4割は現役世代の負担

75歳以上人口の増加

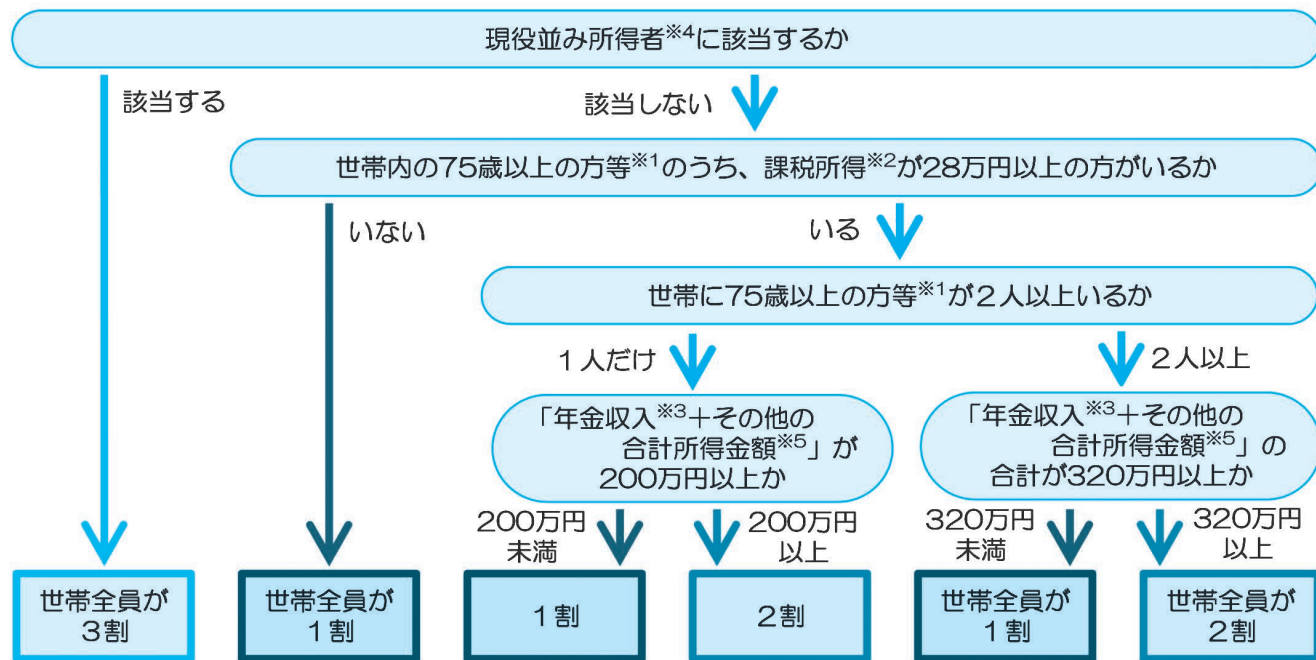


現役世代からの支援金の増加



窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定ができるようになります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方ならびに65～74歳の方のうち後期高齢者医療広域連合から一定の障がいの状態にあると認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 住民税の課税所得が145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割になる方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- 窓口負担割合が2割となる方について、施行後3年間（令和7年9月30日まで）は1カ月の外来分の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を、3,000円までに抑えます（入院分の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ、後日払戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払戻し（③－④）	2,000円



配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払戻します

2割負担となる方で高額療養費の口座を登録されていない方には、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届きましたら申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- ・市町村・後期高齢者医療広域連合や厚生労働省が、電話や訪問で口座番号等をおうかがいしたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、最寄りの警察署（#9110）または消費生活センター（188）に問い合わせください。



書類は必ず
郵送でお届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関する 問い合わせ先

市保険課 ☎ 31-0215

島根県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎ 0852-20-7526

制度見直しの背景等については… 厚生労働省「後期高齢者窓口負担割合コールセンター」 ☎ 0120-002-719